

入園のごあんない

この案内には、菰野町における教育・保育給付認定申請、公立および私立保育園・公立幼稚園・公立認定こども園・私立認定こども園保育園部の申込の利用申請に関する手続き、必要書類等について記載していますので、内容をよく読んで申請してください。

私立認定こども園幼稚園部の利用申請は、直接各施設にお問い合わせください。

(町外の幼稚園(新制度・未移行共に)・認可外保育施設・企業主導型施設の利用申請についても、直接施設にお問い合わせください。)

もくじ

1 はじめに 確認していただきたいこと	P2	6 手続きの流れ	P8
2 利用できる施設について	P3	7 入園に係る申請書類について	P11
3 保育園(部)を利用できる方	P4	8 マイナンバーの提出について	P13
4 保育園・認定こども園(保育園部) の利用時間等	P5	9 利用者負担額等について	P14
5 公立幼稚園(部)の利用時間等	P7	10 各施設について	P18
		11 その他	P24

令和7年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス (実施年齢)	生年月日
0歳児	令和6年(2024年)4月2日~
1歳児	令和5年(2023年)4月2日~令和6年(2024年)4月1日
2歳児	令和4年(2022年)4月2日~令和5年(2023年)4月1日
3歳児	令和3年(2021年)4月2日~令和4年(2022年)4月1日
4歳児	令和2年(2020年)4月2日~令和3年(2021年)4月1日
5歳児	平成31年(2019年)4月2日~令和2年(2020年)4月1日

菰 里 予 町

1 はじめに確認していただきたいこと（重要）

(1) 各施設の条件確認

申請書類を提出する前に、入園対象年齢や入園希望園への送迎が可能か等、事前にご確認ください。施設の見学は、直接各施設へお問い合わせください。ただし、感染症対策等により、一定期間見学をお断りする場合があります。ご了承ください。

(2) 利用者負担額（保育料）等について（※公立施設以外は各私立園に直接ご確認ください。）

利用者負担額（保育料）や副食費については、P14 の「9 利用者負担額等について」をご確認ください。なお、私立施設では、利用者負担額（保育料）や副食費のほかに、入園料等の特定負担額がかかる場合があります。また、制服や行事、主食（ごはん、パン等・3歳児以上のみ）などの費用として、実費負担が発生する場合があります。

(3) 「慣らし保育」について

「慣らし保育」は、お子さんが集団生活に慣れることを目的として、通常の保育時間を短縮して保育を行うもので、利用開始日（原則各月 1 日）以降に行います。期間や内容は、利用されるお子さんの年齢や施設によって異なります。ご家族や就労先等と事前に調整のうえ、利用開始月をご検討ください。詳細は別添の Q&A をご確認ください。

(4) 土曜日保育について

公立保育園の土曜日保育は拠点園（千種保育園）で実施します。

私立保育園の土曜日保育についての詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

(5) 特別な支援を必要とするお子さんについて

障がいや重い食物アレルギーのあるお子さんや、医療的配慮を必要とするお子さんなど、特別な支援が必要な場合は、申請前に菰野町子ども家庭課へ必ずご相談ください。また、お子さんの心身の状態や発達について気がかりな点がある場合や、健診時や医療機関の受診時に指摘されたことがある場合は、その内容を申請書にご記入のうえご提出ください。

(6) 保育園（部）の保育の必要性について

内定から入園までの間に、申請時に提出された保育の必要性を証明する書類に変更が生じた方は、速やかに子ども家庭課までお知らせください。入園後に証明が虚偽（就労の証明を提出していたが、退職や内定取消となっていた等）であることが判明した場合、退園となる場合があるためご注意ください。

(7) よくあるご質問について

入園申込等に関するご不明点は、別添の Q&A でご確認ください。その他のご質問については、菰野町子ども家庭課または各施設にお問い合わせください。

2 利用できる施設について

幼稚園・保育園・認定こども園に入園するためには、菰野町による教育および保育を必要とする事由の認定が必要です（『支給認定』）。支給認定には、以下のとおり、利用にかかる希望内容や子どもの年齢によって3つの区分があり、その認定の区分に応じて入園する施設が決まります。支給認定後、菰野町より『支給認定証』を交付します。支給認定証は入園の必要性を証明するものですので、大切に保管してください。

認定区分	対象となる子ども	入園先
1号認定	令和7年4月1日現在、満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定	令和7年4月1日現在、満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	保育園 認定こども園
3号認定	令和7年4月1日現在、満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	保育園 認定こども園

【施設の種類】

菰野町にある施設は大きく分けて3つの種類があります。お子さんの年齢や保護者の状況に応じて利用できる施設が異なります。各施設の詳しい情報は、P18の「10 各施設について」をご確認ください。

施設	対象年齢	申請先	利用料	給食
認可保育所 …保護者の就労や病気などの理由でお子さんの保育を必要とする場合に、保護者にかわって保育を実施する児童福祉施設です。町内の認可保育所には、菰野町が設置する公立保育所と社会福祉法人等が設置する私立保育所があります。	0～5歳児			※3歳未満児は主食と副食の完全給食、3歳以上児は副食給食を実施している場合もあります。
公立幼稚園 …幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする教育施設です。菰野町が設置する公立幼稚園は居住地の属する小学校区に所在する園への就園が基本となります。	3～5歳児	菰野町役場 子ども家庭課		市町村民税を基に算定します（詳しくはP14 9 利用者負担額等について）。
認定こども園 …教育・保育を一体的に行う施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備える施設です。町内の認定こども園には、菰野町が設置する公立認定こども園と社会福祉法人等が設置する私立認定こども園があります。なお、菰野町が設置する公立園の幼稚園部は居住地の属する小学校区に所在する園への就園が基本となります。	0～5歳児			また、公立施設以外は、保育料の他に入園料等がかかる場合があります。
	3～5歳児			
	0～5歳児			
	3～5歳児			
	0～5歳児			
	3～5歳児	各施設		

3 保育園（部）を利用する方

保育園（部）の利用は、児童の保護者が以下の「保育を必要とする事由」に該当し、その児童が保育を必要と認められた場合に限ります。

保育を必要とする事由	認定の有効期限
就労（1か月64時間以上の就労を常態としていること）	最長、就学前まで
妊娠・出産	※1
保護者の疾病・障がい	最長、就学前まで
同居又は長期入院などしている親族の介護・看護	最長、就学前まで
災害復旧	最長、就学前まで
求職活動	最長、3か月※2
就学	最長、就学前まで
上記に類する状態として認める場合	最長、就学前まで

※1 妊娠・出産事由の認定の有効期限について

開始日…出産予定日の4週間前の日の属する月の1日から

終了日…出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで

（例）出産予定日が令和7年9月1日の場合

認定期間：令和7年8月1日～令和7年10月31日

ただし、認定終了日は、出産後に実際の出産日から起算して計算するため、月が前後する場合があります。

※2 求職活動事由の認定の有効期限について

認定期間に内に、月64時間以上就労することを証明する書類等を提出せず、認定期間満了を迎えた場合、保育の必要性が継続して認められないととなり、保育園（部）が利用できなくなります。

※3 育児休業中に利用申請（転園申請含む）される方へ

- 育児休業中はご家庭での保育が可能であると判断されるため、原則、休業中は保育園（部）を利用できません。そのため、育児休業中に保育園（部）の利用申請を行う場合は、育児休業から復職することを前提とした利用申請となる点にご注意ください。
- 保育園（部）を利用するためには、利用開始月中に復職している必要があります。ただし、利用開始日（各月1日）と復職日が同時期で、慣らし保育を前月に行う場合は例外とします。

4 保育園・認定こども園（保育園部）の利用時間等

	園名	開所時間	入園対象年齢
公立	菰野こども園	7:30～18:30	6か月～
	菰野西こども園	7:30～18:30	6か月～
	菰野東こども園	7:30～18:30	3歳児～(令和7年4月1日現在)
	千種保育園	7:30～19:00（延長保育実施）	3か月～
	鶴川原こども園	7:30～18:30	6か月～
	竹永保育園	7:30～18:30	6か月～
	朝上こども園	7:30～18:30	6か月～
私立	聖マリアこども園	7:30～18:30	11か月～(要相談)
	森の風こども園	7:30～18:30	6か月～
	たいりん保育園	7:15～19:00（延長保育実施）	6か月～

※入園対象年齢は、入園月の1日時点で経過している月齢からとなります。

※公立保育園の土曜日保育は、拠点園（千種保育園）での保育となります。

※土曜日保育の開所時間は各園ともに7:30～18:30となります。

【保育必要量の認定】

2号認定及び3号認定の場合、保育の必要量や保育を必要とする事由に応じ、「保育短時間」または「保育標準時間」のいずれかに認定されます。

●保育短時間 8:30～16:30

●保育標準時間 7:30～18:30

保育を必要とする事由	保育必要量		認定する根拠
	短時間	標準時間	
就労※	○	○	勤務時間、通勤時間などの状況に応じて認定します。
妊娠・出産	○	○	状況に応じて認定します。
保護者の疾病・障がい	○	○	疾病・障がいの状況に応じて認定します。
親族の介護・看護	○	○	介護・看護の状況に応じて認定します。
災害復旧		○	申し出により、短時間に変更できます。
求職活動	○		
就学	○	○	就学の内容等の状況に応じて認定します。
その他	○	○	状況に応じて認定します。

就労の場合、1か月当たりの就労時間が120時間以上であれば原則として「保育標準時間」、120時間未満であれば原則として「保育短時間」として認定されます。「就労時間十通勤時間」が保育を必要とする時間となるため、勤務先までの通勤時間も含めて認定を行います。保育時間は最大の時間を記載していますが、実際の保育園（部）の利用時間は「就労時間十通勤時間」となります。ご注意ください。また、120時間／月未満の就労時間（「保育短時間」の対象）であっても、通勤時間や勤務時間帯等により適当でないと認められる場合は、「保育標準時間」の認定となる場合があります。

◎保育必要量を変更する場合は、前月20日までに在籍園に変更申請書類を提出してください。月単位でのみ変更が可能です。

◎父母それぞれの保育の必要時間が「保育標準時間」と「保育短時間」と判断され、必要時間が異なる場合には、「保育短時間」で認定を行います。

【時間外保育の利用】

「保育短時間」認定の園児が、やむを得ず認定時間を超えて園を利用する場合には、時間外保育の申し込みが必要です。公立保育園（部）の時間外保育は通常の保育料とは別に時間外保育利用料として、1日200円（1か月2,000円の上限あり。同一世帯から同日に2人以上利用した場合は、2人目は半額、3人目以降は無料）が必要です。また、「保育標準時間」認定の園児が18：30以降の延長保育（月～金※利用できる園は限られます）を利用する場合も時間外保育利用料が必要です。利用料は、原則、利用した翌月の保育料に上乗せして徴収いたします。転園月、退園月の利用料は、翌月中旬頃に別途納付書により徴収いたします。なお、時間外保育利用料は無償化の対象外となります。

※私立保育園（部）の時間外保育の利用については直接各施設にご確認ください。

【土曜日保育について】

公立保育園（部）の土曜日保育は拠点園（千種保育園）で実施します。保護者が土曜日に勤務する場合に限り利用でき、事前に在籍園への利用申請が必要です。また、3歳児から5歳児については、副食費月額とは別に、以下のとおり副食費等日額が必要です。利用料は、原則、利用した翌月の副食費に上乗せして徴収いたします。転園月、退園月の利用料は、翌月中旬頃に別途納付書により徴収いたします。

※私立保育園（部）の土曜日保育の利用については直接各施設にご確認ください。

《土曜日保育利用時の副食費等内訳》

年齢	土曜日保育の副食費の取扱い	副食費等日額	おやつ代日額
0～2歳児	利用者負担額に含まれる		
3～5歳児	副食費月額とは別途徴収	210円	20円

5 公立幼稚園（部）の利用時間等

- ・登園時間 8：30～9：00
- ・教育標準時間 9：00～13：00

※幼稚園の教育時間（在園時間）は、幼稚園教育要領で1日4時間を標準とすると定められています。

- ・降園時間 13：00

※年齢や送迎用駐車場の状況等により、各園で調整しています。

- ・休業日
夏季休業日 7月中旬～8月末
冬季休業日 12月下旬～1月上旬
春季休業日 3月下旬～4月上旬

【一時預かり保育（幼稚園型）の利用】

降園時間終了後、下記の理由に該当する場合は、一時預かり保育を利用することができます。利用できる時間は午後3時までです。長期休暇中の一時預かり保育も、午後3時まで利用できますが、長期休暇中には一時預かり保育休業日があります。

参考 令和6年度の一時預かり保育休業日

夏休み期間…8/5（月）～8/16（金）

冬休み期間…12/26（木）～1/5（日）

春休み期間…全日

※この他、園が休園とする日は一時預かり保育が利用できません。

《一時預かり保育（幼稚園型）を利用する理由》

- ① 保護者の疾病、出産、冠婚葬祭などの緊急的な事由
- ② 保護者の就労、職業訓練、就学などの継続的な事由
- ③ ①、②のほか、保護者の育児疲れ等、保護者の負担軽減を図る事由

《利用料金》

		利用料日額	副食費等日額
通常日	午後1時から午後3時まで	200円	20円
長期休業日	午前9時から午後1時まで	400円	210円
	午前9時から午後3時まで	600円	230円

※原則、利用した翌月の口座振替にて徴収いたします。転園月、退園月の利用料は、翌月中頃に別途納付書にて利徴収いたします。

6 手続きの流れ

«保育園・幼稚園・認定こども園の申込»

入園申請書類をご準備のうえ、菰野町役場 子ども家庭課までお申し込みください。なお、**定員の都合**により、希望者が多数の場合は入園いただけない可能性があります。また、一次申請期間後にお申し込み（二次申請、各月申請）いただいた場合、一次申請者の調整後の空き状況に応じた調整となるため、入園いただけない可能性があります。以上をご了承のうえ、お申し込みください。

※私立幼稚園・私立認定こども園幼稚園部のお申し込みは、直接各施設にお問い合わせください。

(1) 一次申請（4月1日以降入園希望の一斉申込）

申請書類の提出・聞き取り

☆提出時、面談（申請内容等の聞き取り）を実施します。

☆申請書類配布期間…令和6年8月16日（金）～（配布場所…菰野町役場 子ども家庭課、各園）

☆一次申請期間…令和6年9月2日（月）～ 令和6年9月30日（月）

☆提出場所…菰野町役場 子ども家庭課

«提出締切日 令和6年9月30日（月）»

«不足書類の追加提出期限 令和6年10月11日（金）»

※必要書類は、P11「7 入園に係る申請書類について」をご確認ください。

※保育園（部）希望の方は、保育の必要性を証明する書類が必要です。お早めにご準備ください。

※入園の希望がなくなった場合、必ず申請の取下げを行ってください。

※不足書類の追加提出期限までに家庭状況や就労状況、希望園に変更があった場合は、必ず子ども家庭課に必要な書類をご提出ください。

利用調整

☆申請内容を審査し、入園調整を行います。

幼稚園（部）…希望者が多数の場合、公正な方法で入園の選考を行うことがあります。

保育園（部）…申請書類に基づき保育を必要とする事由を審査のうえ、調整を行います。

※保育園に入園できる基準に満たない場合は入園いただけません。

利用調整の結果通知は、令和6年12月末頃に申請書記載の住所へ郵送いたします。

入園説明会

☆入園説明会 令和7年2月頃

令和7年1月末頃に入園説明会のお知らせと事業所入所内定通知書を郵送いたします。

入園説明会は、保護者と入園予定の児童にご参加いただき、内定園より園生活について説明をいたします。入園説明会の参加対象者は、4～5月入園内定者と4月転園内定者です。各園開催日程は、P10「入園説明会の日程について」をご参照ください。6月以降の入園内定者は、随時個別面談を実施しますので、事前に内定園と面談日程を調整のうえ、面談を受けてください。

通知書発行

☆入園式の案内・支給認定証の送付

令和7年3月中旬頃に入園式の案内と支給認定証を郵送いたします。

なお、利用者負担額の決定通知書は、入園後、在籍園より直接お渡しいたします。

（4月入園者…4月中旬頃、5月以降入園者…入園月の上旬頃）

(2) 二次申請（一次申請後の4月1日以降入園申込）

一次申請者の調整後に定員に満たなかった場合や内定者の辞退により調整が可能となった場合、二次申請者の調整を実施します。調整の結果は、内定した場合のみ1月中に電話等により個別連絡いたします。なお、一次申請者の調整の結果、入園不可となった方は、自動的に二次申請での調整の

対象となります。入園の希望がなくなった場合、必ず申請の取下げを行ってください。

☆二次申請期間…令和6年10月1日（火）～ 令和7年1月8日（水）

☆提出場所…菰野町役場 子ども家庭課

※提出時、面談（申請内容等の聞き取り）を実施します。

(3) 各月申請（二次申請後の5月1日以降入園申込）

二次申請者の調整後に定員に満たなかった場合や内定者の辞退により調整が可能となった場合に、5月1日以降の各月申請者の調整を行います。入園日は原則各月1日となります。調整の結果は、内定した場合のみ入園希望前月の中旬頃に電話等により個別連絡いたします。なお、二次申請者の調整の結果、入所不可となった方は、自動的に各月申請での調整の対象となります。入園の希望がなくなった場合、必ず申請の取下げを行ってください。

☆各月申請期間…入園希望月の前月5日（土・日・祝日の場合は翌開庁日）まで

☆提出場所…菰野町役場 子ども家庭課

※提出時、面談（申請内容等の聞き取り）を実施します。

【町外の保育園（部）の申込について】

菰野町内在住の方で町外の保育園（部）の利用を希望する場合、入園申請書類をご準備のうえ、上記期間内に菰野町役場 子ども家庭課までお申し込みください。支給認定は菰野町、利用調整は園の所在する市町村等が行います。調整結果は、園の所在する市町村等から菰野町へ通知が届き次第、個別連絡いたします。調整方法が自治体により異なりますので、申請期間や入園可能時期に十分ご注意のうえお申し込みください。

【町外在住の方の申込について】

①入園希望日の前月末日までに、菰野町に転入する予定がある方

入園希望日の前月末日までに菰野町に転入する予定があり、その内容が確認できる書類（P12）が提出された場合、菰野町内在住の一次申請対象者と同様の調整となります。なお、転入の予定等が確認できない場合は、②入園希望日の前月末日までに、菰野町に転入する予定がない方と同様に二次申請以降対象者と同様の調整となります。ご注意ください。

②入園希望日の前月末日までに、菰野町に転入する予定がない方

町外在住者となるため、二次申請以降対象者と同様の調整となります。現在お住まいの市町村等が指定する期日までに必要書類をご提出ください。詳細はお住まいの市町村等に必ずご確認ください。

【育休延長（入園待機証明）について】

入園待機証明書には、不承諾となった理由（「定員都合」「本人都合」等）を明記させていただきます。本人都合等により入所を辞退された場合、勤務先及びハローワークによる確認及び審査において、育児休業や給付の延長が認められない場合があります。ご注意ください。なお、証明書は利用調整後（入園希望月の前月5日以降）に菰野町役場 子ども家庭課にて発行いたします。発行には数日かかりますので、時間に余裕を持って予めご連絡ください。また、証明書に記載する証明日、申請日、入園希望日、調整時期等は事実に基づき記載いたします。申請内容や依頼日を十分にご確認のうえ、証明書の発行をご依頼ください。

【入園説明会の日程について】

令和7年4月入園または令和7年5月入園の方の説明会日程（予定）は以下のとおりです。なお、対象の方で参加できない場合や令和7年6月以降入園内定者は、個別に面談を実施します。

2月17日（月）	菰野こども園	2月20日（木）	千種幼保園
2月26日（水）	菰野西こども園	2月19日（水）	菰野東こども園
2月18日（火）	朝上こども園	2月21日（金）	竹永幼保園
2月14日（金）	鶴川原こども園	2月5日（水）	聖マリアこども園
1月25日（土）	森の風こども園	2月中に個別説明会開催	たいりん保育園

※時間や場所などの詳細については、別途お知らせします。

【入園後の注意事項等について】

（1）保護者及び児童の氏名、住所、連絡先が変更となる場合

支給認定変更申請書と必要な添付書類等をご準備のうえ、在籍園にご提出ください。単身赴任、結婚等により保護者や世帯の状況について住民票上で変更があった場合も忘れずにご提出ください。

（2）保育の必要時間の変更、幼稚園(部)保育園(部)間の変更等

支給認定変更申請書と必要な添付書類等をご準備のうえ、変更する月の前月20日まで（土・日・祝日の場合は翌開園日）に在籍園にご提出ください。なお、変更は翌月1日から（月単位）となります。ご注意ください。

（3）退園される場合

町外に転出される場合（※）、保育の必要な事由が確認できない場合、ご家庭での保育が可能になった場合は、退園手続きが必要となります。退園する月の前月20日まで（土・日・祝日の場合は翌開園日）に利用中の園へ退園届をご提出ください。

※転出の場合、1日時点で菰野町に住民票がある月の月末までは在籍中の園をご利用いただけますが、翌月以降はご利用いただけません。ご注意ください。

（4）現況届について…毎年7月頃 ※全在園児及び全内定児が対象

保育要件、家族構成、翌年度の退園や転園希望等を確認するため、現況届を在籍園にご提出ください（内定児の場合、菰野町役場 子ども家庭課に提出）。保育園（部）在籍の方と、保育園（部）への転籍希望の方は、父母共に保育の必要性を証明する書類の添付が必要です。

7 入園に係る申請書類について

記入漏れや内容に誤りがないことをご確認のうえ、ご提出ください

※提出した書類は返却できません。必要な方は提出前にコピー等をお忘れないようご注意ください。

(1) 全ての人が必要な書類

必要な書類	注意点
子どものための教育・保育給付支給認定（変更）申請書	・児童 1名につき 1枚必要です。 ・希望園は希望順位をご記入ください。 ・児童の世帯員は同居者全員の氏名と勤務先等を記入してください。 (住民票上の世帯が分かれている場合、同一住所であれば同居者となりますので、必ずご記入ください。)
・マイナンバー届出書 ・本人確認書類	P13「8 マイナンバーの提出について」をご確認のうえご準備ください。

(2) 保育園（部）を希望する方が必要な書類

保護者の状況		保育の必要性を証明する書類 ※すべての保護者について提出が必要です。	
就労	雇用されている (内定を含む)	様式「就労証明書」 ・証明書裏面の記入要領をご確認ください。 ・就労先が複数ある場合、それぞれの雇用主による証明書が必要です。 ・変則就労の場合、直近 1か月のシフト表等を添付してください。 ※就労証明書の内容について菰野町から雇用主（事業主）に連絡する場合があります。あらかじめご了承ください。	
	自営業の方	・様式「就労証明書」 ・確定申告写し（申告書の第一表および第二表） ※確定申告の写し以外に給与明細の写しや収入がわかるものも可。 ※開設後間もなく、確定申告の写しが提出できない場合、開業届出書や営業許可書なども可	
	内職の方	・様式「内職申告（証明）書」	
出産	出産の準備や出産後の休養が必要なとき	母子手帳の写し	表紙と分娩（出産）予定日が確認できるページ
疾病	保護者の病気またはけがのとき	様式「診断書」	保育が困難な状況、疾病及び傷病の名称、療養等に要する期間について、医療機関等による証明がなされたもの
障がい	保護者に障がいがあるとき	障害者手帳等の写し	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の手帳番号、本人欄が確認できる部分
介護・看護	要介護者や病人を介護または看護しているとき	様式「介護・看護に関する申告（証明）書」	要介護者や病人の要介護度・障がい・疾病等の状況、介護または看護の具体的な内容や期間について、介護サービス事業者や医療機関等による証明がなされたもの
就学	保護者が学校に通っているとき	・在学証明書または学生証の写し ・時間割のわかる資料	・趣味講座や通信教育は除く ・時間割表が提出できない場合は様式「タイムスケジュール申告書（就学）」
活動	仕事を探しているとき	様式「求職活動申立書」	

*様式および記入例は、菰野町ホームページからダウンロードいただけます。(P26)

*きょうだいで同時に申請を行う場合は、一番上のお子さんに原本を、下のお子さんにコピーをそれぞれ添付してください。

(3) 申請児童や世帯の状況により必要となる書類

※該当する事項がないか、必ずご確認ください。

※あてはまる状況が複数ある場合は、証明する資料をすべてご提出ください。

世帯の状況等	必要書類
65歳未満※の祖父母と同居している場合 (住民票上の世帯を分けていても同一住所であれば同居者となります。) ※昭和35年(1960年)4月2日以降に生まれた方	• P11の「(2)保育園(部)を希望する方が必要な書類」 ※提出がない場合、入園調整において減点となります。
申請日時点では菰野町外に住んでいるが、入園希望月の前月末日までに菰野町に転入する方(P9)	• 様式「転入に関する申立書」 • 入園希望月の前月末日までに菰野町へ転入され事が確認できる書類(転入先住居の賃貸契約書または売買契約書等の写し)
離婚前提で別居状態であり、いずれかの保護者の必要書類が提出できない場合	• 様式「別居・別生計申立書」 • 離婚手続きの状況が確認できる書類
要保護者等世帯(ひとり親世帯※、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者がいる世帯、特別児童扶養手当の支給対象児童がいる世帯等)の場合 ※父または母が児童扶養手当受給資格がある世帯もしくは障害年金または遺族年金を受給している世帯	• 様式「利用者負担額減額申請書」 ※所得割課税額 77,100円以下の世帯で、利用者負担額等がかかる場合、減免の対象になります。
令和7年4月～8月利用希望の方	令和5年中に海外勤務期間がある方 以下のいずれかをご提出ください。 • 様式「収入申告書」 • 令和5年中の海外勤務中の所得額や、社会保険料等の各種控除額等がわかる証明書類(1月～12月の12か月分)(会社からの給与支払証明書等) ※国内での所得があった場合、その所得額や、社会保険料等各種控除額等の証明書類もご提出ください。
令和7年9月～令和8年3月利用希望の方	令和6年中に海外勤務期間がある方 以下のいずれかをご提出ください。 • 様式「収入申告書」 • 令和6年中の海外勤務中の所得額や、社会保険料等の各種控除額等がわかる証明書類(1月～12月の12か月分)(会社からの給与支払証明書等) ※国内での所得があった場合、その所得額や、社会保険料等各種控除額等の証明書類もご提出ください。

8 マイナンバーの提出について

下記の書類を入園申請書類と一緒にご提出ください。

※過去にご提出いただいた方も、新年度に新たに申請される場合等は再度提出が必要です。

＜必要なもの＞

- ①様式「マイナンバー届出書」
- ②個人番号確認・本人確認書類（保護者1名につき、次の確認書類の原本を提示してください）

個人番号確認書類	【1点】個人番号カード・通知カード（記載事項に変更のないもの）・住民票（個人番号付）
本人確認書類	【1点】個人番号カード・運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・その他公的機関の写真付証明書 【2点】健康保険証・年金手帳・その他

(1) マイナンバー届出書への記入

マイナンバー届出書には、子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書に記入した申請児童、申請児童の保護者、家族および同居人の情報をご記入ください。（保護者の方は、単身赴任等の理由で同居されていない場合もご記入ください。ただし、離婚前提・虐待・DV等の理由で同居されていない場合は記入不要です。）

(2) 郵送の際の注意点

郵送の場合、「マイナンバー届出書」「個人番号確認書類のコピー・本人確認書類のコピー」を申請書類と共に郵送してください。ただし、住民票の場合は、原本を貼付してください。

(3) 代理人による提出について

代理人による提出は、以下の3点を必ずご持参ください。

- ①（法定代理人の場合）戸籍謄本またはその他その資格を証明する書類
(任意代理人の場合) 委任状
- ②代理人の「本人確認書類」
- ③申請児童の保護者1名の「個人番号確認書類」

9 利用者負担額等について

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が始まり、3歳児から5歳児（年少～年長）の就園児にかかる基本的な利用料（利用者負担額）は無償となりました。ただし、利用者負担額とは別に、給食費や各園徴収の雑費等については無償化の対象外となります。公立園では、おかず・おやつ等の費用（副食費）について、以下のとおり月額で徴収しています。

公立幼稚園（部） 副食費 3,600円
公立保育園（部） 副食費 4,500円（土曜除く） } 主食は米飯（白）を持参

※私立園の給食費は、各施設にお問い合わせください。

※市町村民税額やきょうだい区分によって、副食費が免除になる場合があります。

【利用者負担額および副食費免除の対象の決定方法】

<1・2号認定（3歳児～5歳児クラス）>

利用者負担額は、市町村民税額、きょうだい区分、利用施設に限らず無償です。

副食費免除の対象は、年収が360万円未満相当世帯の就園児と、第3子以降の就園児です。

詳しくは、P17【利用者負担等軽減について】をご確認ください。

<3号認定（0歳児～2歳児クラス）>

利用者負担額は、児童の父母（ひとり親世帯の場合、父または母）の市町村民税額により決定される「階層区分」、「保育時間区分」、「きょうだい区分」により決定します。菰野町では、0歳児～2歳児の利用者負担額は世帯の所得に応じた応能負担を基本とし、国が定める基準より減額した金額を設定しており、町独自の細分化した所得区分の設定により利用者負担額の軽減を図っています。詳しくは、P16～「利用者負担額等一覧表」をご確認ください。なお、利用者負担額および副食費免除の対象判定は4月分～8月分は前年度、9月分～翌年3月分は当年度の市町村民税額をもとに算定するため、年度中に算定結果が変更となる場合があります。

令和7年											令和8年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
「令和6年度」市町村民税額により算定 (令和5年1月1日～令和5年12月31までの所得)											「令和7年度」市町村民税額により算定 (令和6年1月1日～令和6年12月31までの所得)		

4月入園の方は4月中旬頃、途中入園の方は入園月の初旬頃に、利用者負担額および副食費免除の対象判定の結果を通知します。また、9月の算定により決定した利用者負担額および副食費免除の対象判定の結果は、9月初旬頃に通知します。

【利用者負担額および副食費免除の対象判定に用いる市町村民税額について】

利用者負担額および副食費免除の対象判定における市町村民税所得割額は、税額控除のうち住宅取得控除等※の適用を受ける前の「所得割額」を用います。そのため、市町村民税額としての所得割額と、利用者負担額および副食費免除の対象判定に用いる所得割額が異なる場合があります。なお、対象判定に用いる令和6年度の所得割額は、住宅取得控除等※の適用前かつ定額減税による減税額反映後の所得割額となります。

※ 住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除および配当控除

また、児童の父母（ひとり親世帯の場合、父または母）の市町村民税額による算定を基本としますが、父母以外の方が家計の主宰者と判断される場合には、その方の市町村民税額で決定します。

○同居の祖父母についての税資料を確認する場合

- ① 父母の収入合計額が 103 万円以下の場合
- ② 父母の双方もしくは一方が、祖父母の所得税の扶養控除の対象となっている場合
- ③ 父母の双方もしくは一方あるいは子が、祖父母の健康保険の扶養控除の対象となっている場合
- ④ 父母の双方もしくは一方が、祖父母の事業専従者となっている場合

注意事項

- ・海外に居住しており市町村民税情報がない方は、海外勤務期間中の所得額等を、市町村民税額として算定し、利用者負担額の決定および副食費免除の対象を判定します。また、市町村民税情報がある場合でも、国外収入がある場合は、国内外の収入を合算のうえ利用者負担額の決定および副食費免除の対象を判定します。
- ・市町村民税が未申告の方や、確認するための資料の提出がない場合、最高階層（8階層）となります。
- ・年度の途中で 3 歳の誕生日を迎え、3号認定から2号認定に変更となった場合でも、その年度末までは3号認定の利用者負担額となります。
- ・利用者負担額は月額となるため、原則、欠席をされても基準の額を徴収いたします。
- ・生計主宰者の方の失業（自己都合は除く）、事業の倒産、長期病気療養や災害などにより、一定の基準に該当すると判断された場合、利用者負担額が減免となる場合があります。

【口座振替について】

振替日は毎月 26 日頃（振替日が休日の場合は、翌営業日）とし、振替不能の場合は、翌月 10 日頃を再振替日（再振替日が休日の場合は、翌営業日）とします。それ以降は督促状を発行します。

- ※ 私立こども園の利用者負担額および副食費は、直接各施設に納付してください。納付方法は、各施設にご確認ください。
- ※ 私立保育園の0歳児～2歳児の利用者負担額（保育料）は、以上のとおり菰野町に納付いただきますが、3歳児～5歳児の給食費は直接各施設に納付してください。納付方法は、各施設にご確認ください。

【利用者負担額等一覧表】

令和6年度時点

(単位:円)

階層区分	利用者負担額(月額) <年齢区分>4/1 時点 3歳未満児		<年齢区分> 4/1 時点 3歳以上児 給食費等
	保育標準時間	保育短時間	
① 生活保護世帯	0	0	利用者負担額は無償です。 ただし、給食費等については有償です。 ※世帯の該当条件によつては、給食費のうち副食費については免除となります。
②-1 市町村民税非課税世帯のうち ※要保護者等世帯	0	0	
②-2 市町村民税非課税世帯のうち ※要保護者等世帯以外	0	0	
③-1 均等割のみ課税世帯。所得割 課税世帯 25,000 円未満	9,000	8,000	
③-2 所得割課税世帯 25,000 円 以上 48,600 円未満	10,500	9,500	
④-1 所得割課税世帯 48,600 円 以上 72,800 円未満	19,500	17,500	
④-2 所得割課税世帯 72,800 円 以上 97,000 円未満	21,000	19,000	
⑤-1 所得割課税世帯 97,000 円 以上 133,000 円未満	32,000	28,500	
⑤-2 所得割課税世帯 133,000 円 以上 169,000 円未満	33,000	29,500	
⑥-1 所得割課税世帯 169,000 円 以上 235,000 円未満	41,500	37,000	
⑥-2 所得割課税世帯 235,000 円 以上 301,000 円未満	42,500	38,000	
⑦-1 所得割課税世帯 301,000 円 以上 349,000 円未満	49,500	44,200	
⑦-2 所得割課税世帯 349,000 円 以上 397,000 円未満	49,500	44,200	
⑧ 所得割課税世帯 397,000 円 以上	49,500	44,200	

【利用者負担等軽減について】

＜年収 360 万円未満相当世帯＞

年収が 360 万円未満相当世帯の就園児は、副食費が免除となります。

幼稚園（部）の場合：所得割課税額 77,100 円以下の世帯

保育園（部）の場合：所得割課税額 57,699 円以下の世帯、または

所得割課税額 77,100 円以下の要保護者等世帯※

※要保護者等世帯とは、ひとり親世帯（父または母が児童扶養手当受給資格を有する世帯もしくは障害年金または遺族年金を受給している世帯）、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者がいる世帯、特別児童扶養手当の支給対象児童がいる世帯等をいいます。

＜多子軽減＞

幼稚園・認定こども園（幼稚園部）の場合は小学校3年生以下、

保育園・認定こども園（保育園部）の場合は在園している就学前児童を多子軽減対象児童とし、最年長者を第1子と數えます。

副食費は、多子軽減対象児童のうち、在園する児童が第3子以降の場合、免除となります。

利用者負担額は、多子軽減対象児童のうち、在園する児童が第2子の場合は該当金額の半額、第3子以降の場合は無料となります。

＜多子軽減の特例：利用者負担額のみ＞

所得割課税額 57,699 円以下（階層区分④ー1 の一部まで）の世帯につきましては、上記の例外として、多子軽減の対象となる兄姉の年齢制限はありません。

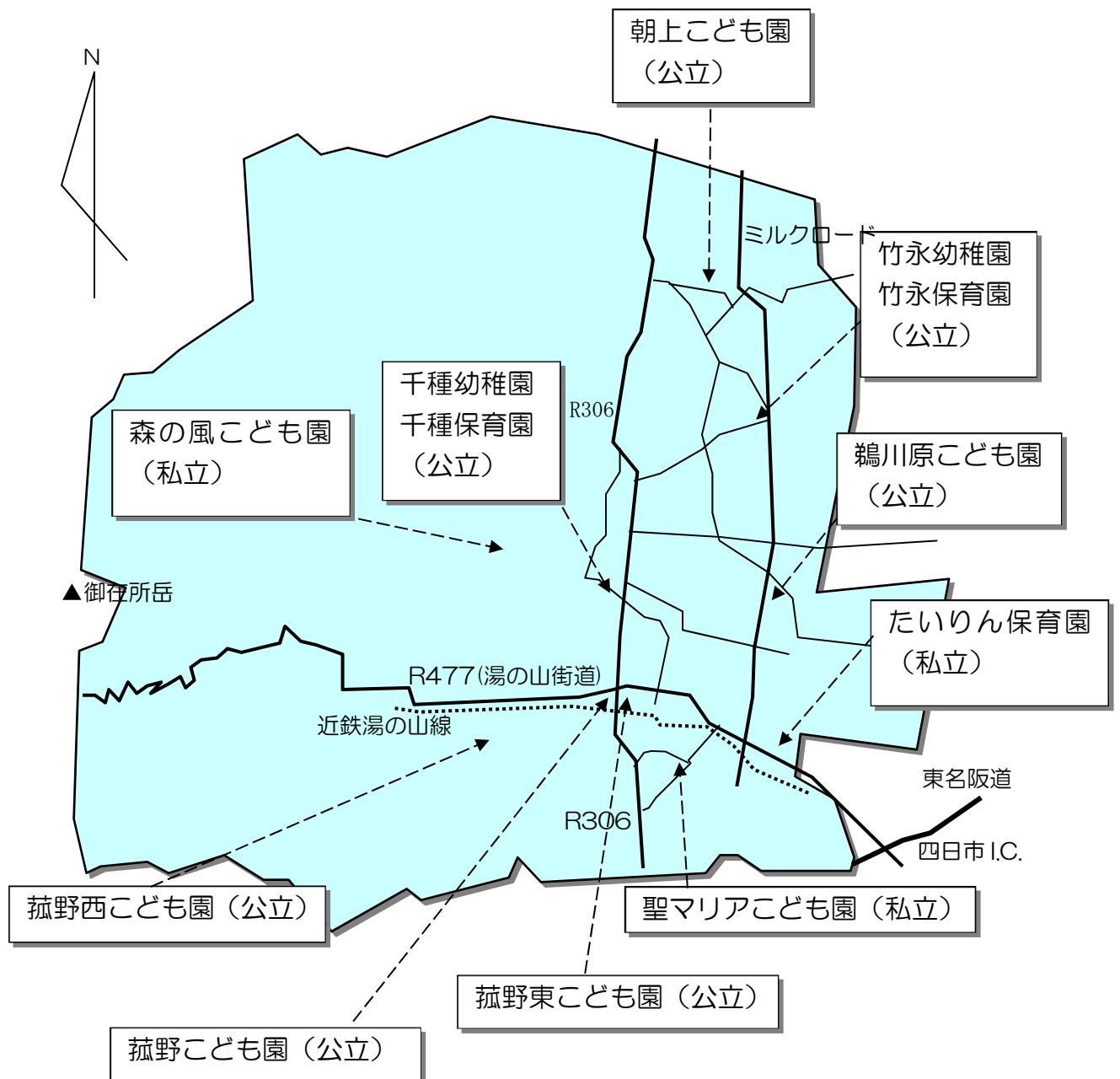
＜要保護者等世帯の特例：利用者負担額のみ＞

- 要保護者等世帯で階層区分「③ー1」又は「③ー2」に該当する場合は、表示した利用者負担額から 1,000 円減額し、さらに半額となります。
- 要保護者等世帯で階層区分「④ー1」と「④ー2のうち所得割課税額 77,100 円以下」に該当する場合は、第1子半額からさらに 4,000 円減額となります。
- 要保護者等世帯で階層区分「③ー1」から「④ー2のうち所得割課税額 77,100 円以下」に該当する場合で、多子軽減対象児童のうち第2子以降は無料となります。

※要保護者等世帯で利用者負担等の軽減対象に該当する場合（均等割のみ課税世帯～所得割課税額 77,100 円世帯）は、利用者負担額減額申請書（毎年度1回）を提出してください。

10 各施設について

菰野町全域図



各園のご案内

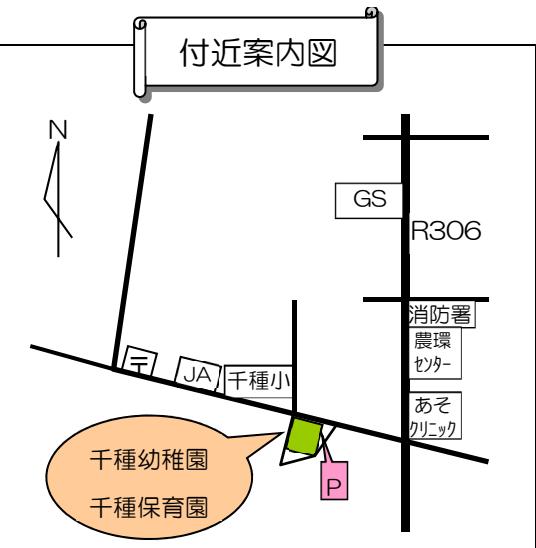
公立幼稚園・公立保育園

菰野町では、幼稚園と保育園を同一施設で運営しています。
入園申し込み先は、菰野町役場 子ども家庭課です。

千種幼稚園・千種保育園

所在地 菰野町大字音羽 2240 番地
電話・FAX (059) 393-2406
入園対象年齢 保育園 3か月～5歳児
幼稚園 3歳児～5歳児

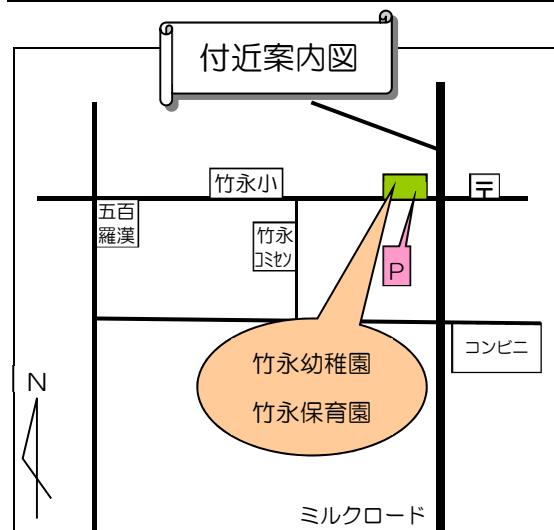
発達支援保育・乳児保育・延長保育(月～金)
土曜日保育拠点園



竹永幼稚園・竹永保育園

所在地 菰野町大字永井 59 番地
電話・FAX (059) 396-0527
入園対象年齢 保育園 6か月～5歳児
幼稚園 3歳児～5歳児

発達支援保育・乳児保育



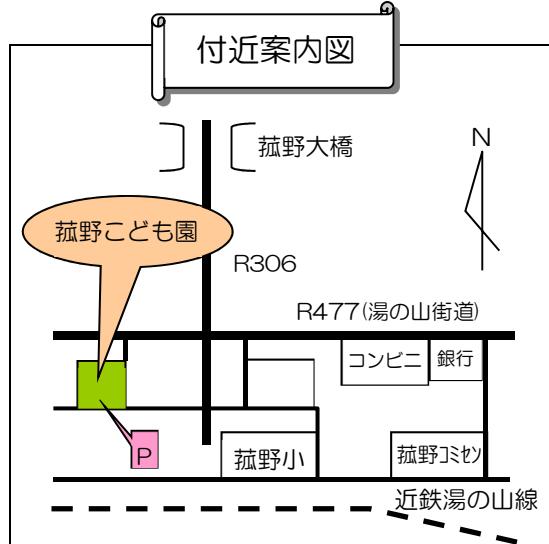
公立こども園

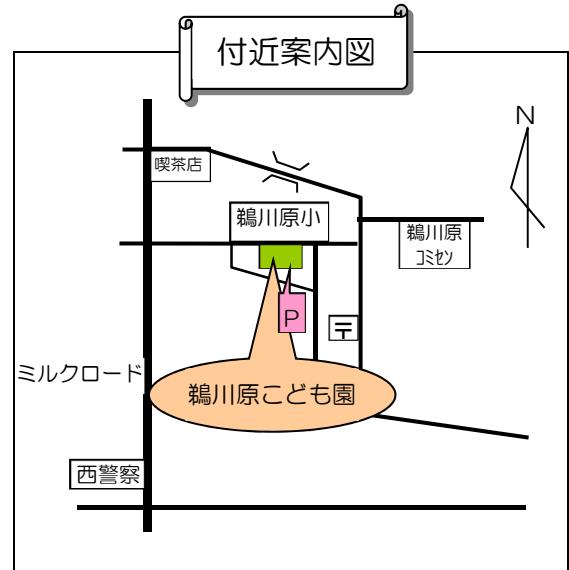
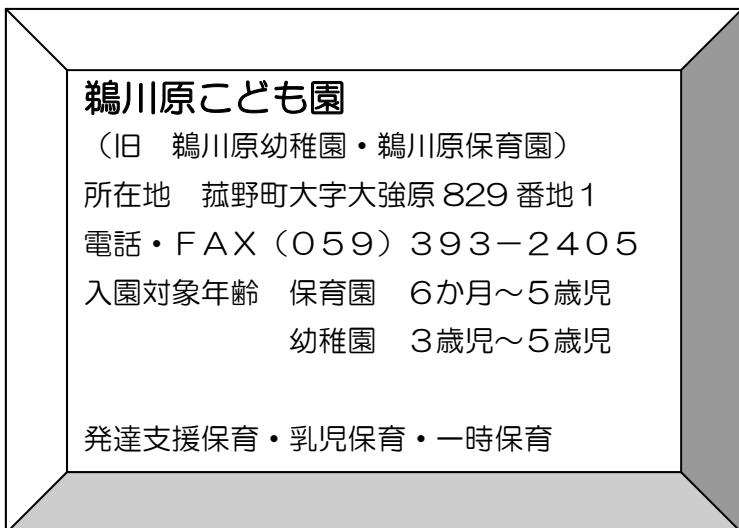
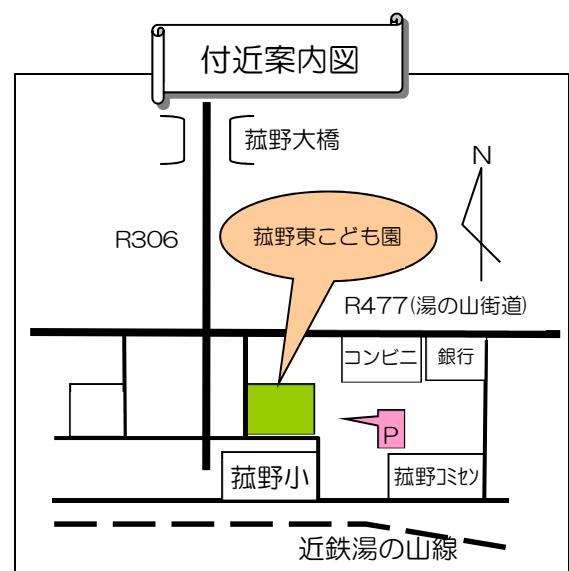
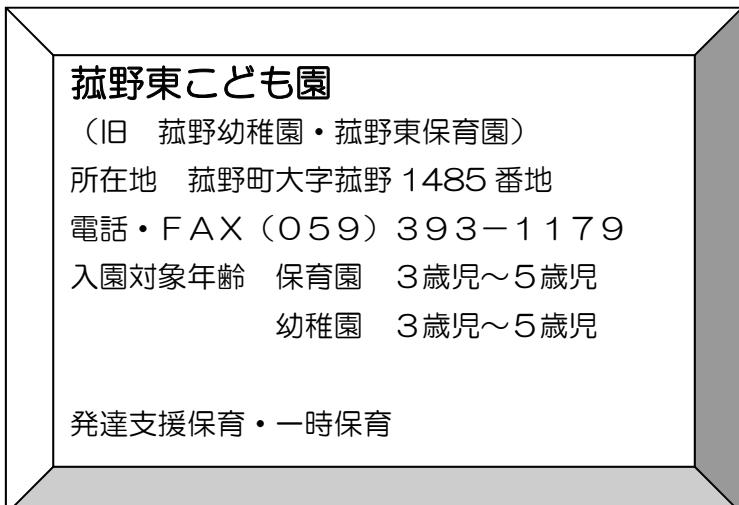
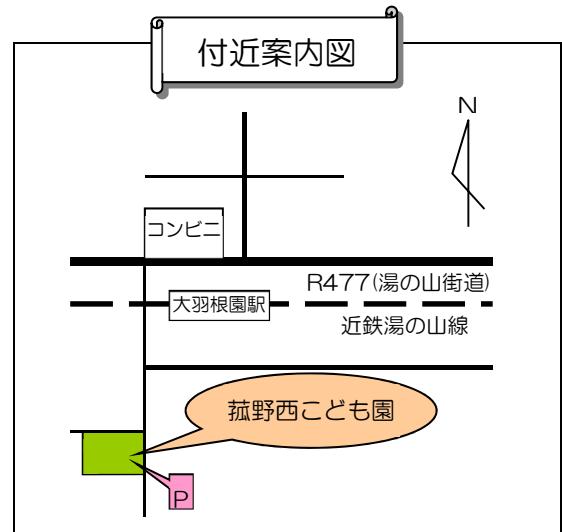
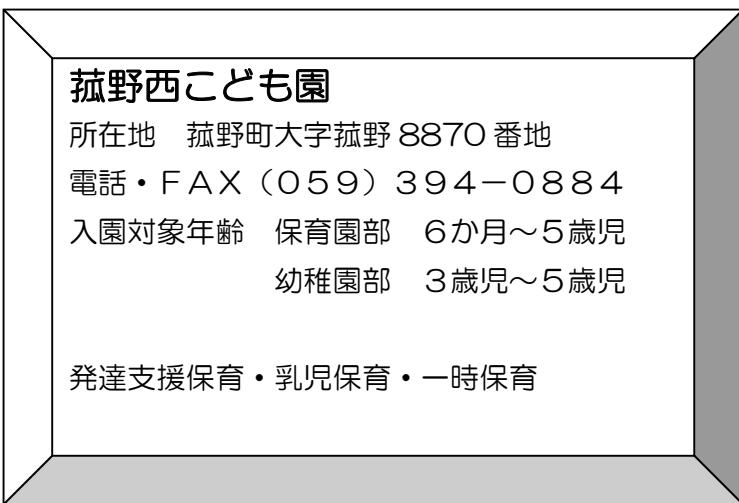
幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備える施設です。入園申し込み先は、菰野町役場 子ども家庭課です。

菰野こども園

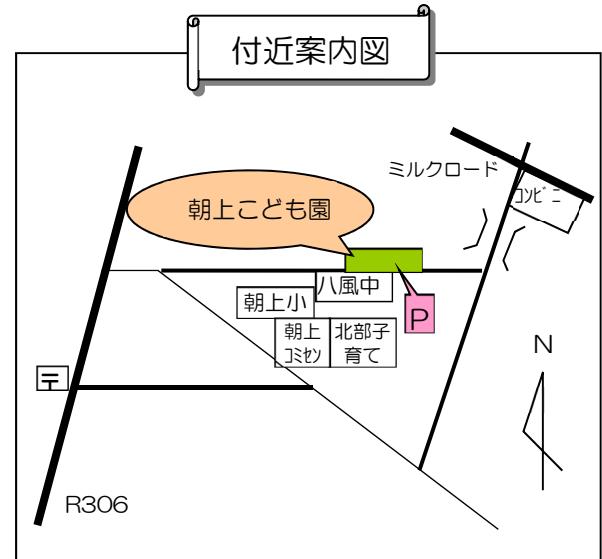
所在地 菰野町大字菰野 2098 番地
電話・FAX (059) 393-2135
入園対象年齢 保育園部 6か月～5歳児
幼稚園部 3歳児～5歳児

発達支援保育・乳児保育





朝上こども園
 (旧 朝上幼稚園・朝上保育園)
 所在地 茜野町大字田光 3306 番地2
 電話・FAX (059) 396-0114
 入園対象年齢 保育園 6か月～5歳児
 幼稚園 3歳児～5歳児
 発達支援保育・乳児保育



私立保育所

令和4年度に新設された私立保育所です。
 入園申し込み先は、茜野町役場 子ども家庭課です。

社会福祉法人明健福祉会

たいりん保育園

所在地 茜野町大字神森 839 番地
 電 話 (059) 394-0155
 FAX (059) 394-0180
 入園対象年齢 6か月～5歳児

乳児保育・延長保育（月～金）・一時保育
 子育て支援室
 特別徴収金あり
 （午睡布団等の入園準備品や登降園時の準備物
 を園が管理するための費用を含む）
 詳細は施設へお問い合わせください。



登降園時の持参物をできる限り園で管理することで保護者の負担を減らす取り組みをしているのが特徴の一つです。

私立認定こども園

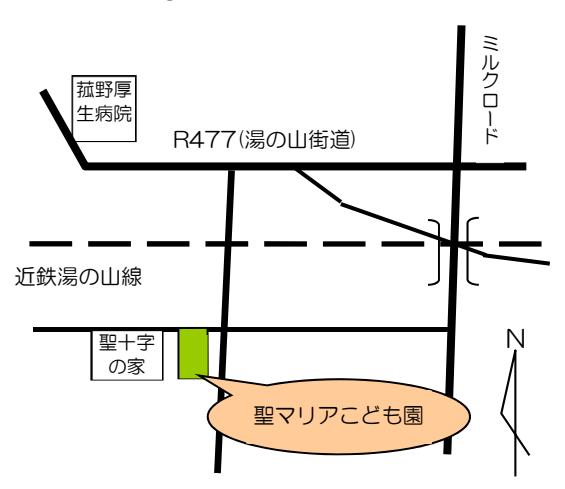
私立認定こども園では、保育園部と幼稚園部で申し込み先が異なります。保育園部を希望される方は菰野町役場 子ども家庭課へ、幼稚園部を希望される方は各施設へ直接お申し込みください。

社会福祉法人鈴鹿聖十字会 聖マリアこども園

所在地 菰野町大字宿野 1433 番地
電話 (059) 394-0080
FAX (059) 325-7779
入園対象年齢 保育園部 11か月～5歳児
幼稚園部 3歳児～5歳児

乳児保育・一時保育
病後児保育室・子育て支援室あり

付近案内図



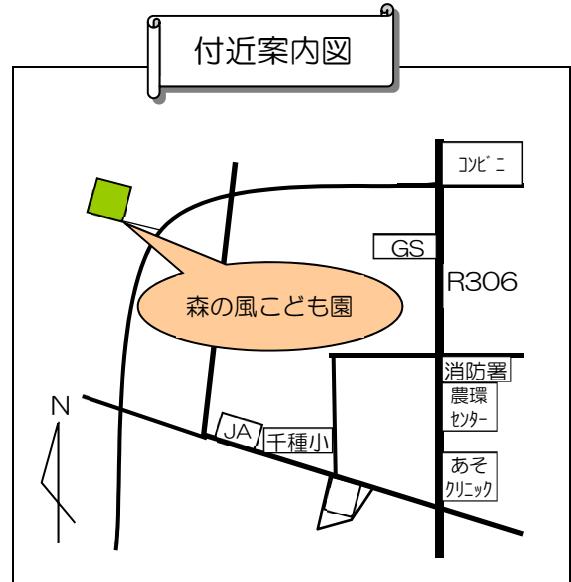
園には子育て中の方を応援するための子育て支援室があり、子育て中の方にご利用いただけます。親子で参加していただける行事なども開催しています。

社会福祉法人森の風学舎 森の風こども園

所在地 菰野町大字千草 1622 番地
電話 (059) 393-4782
FAX (059) 327-5565
入園対象年齢 保育園部 6ヶ月～5歳児
幼稚園部 3歳児～5歳児

乳児保育・しづらん保育
特別徴収金あり
詳細は施設へお問い合わせください。

付近案内図



自然の中での子育てを特色とし、未就園児の親子で参加していただける子育て支援事業等も会員制で行っています。

各園一覧表

施設種類	園名	認定種別	対象年齢	申請できる条件(年齢以外)	申請先	土曜保育	開所時間
公立幼稚園	千種幼稚園	1号	3歳児～(R6.4.1 時点)	学区内在住	菰野町	-	9:00-13:00 (8:30 登園可)
	千種保育園	2・3号	3ヶ月～	町内在住で保育事由あり	菰野町	千種保育園	7:30-19:00 (延長保育実施)
	竹永幼稚園	1号	3歳児～(R6.4.1 時点)	学区内在住	菰野町	-	9:00-13:00 (8:30 登園可)
	竹永保育園	2・3号	6ヶ月～	町内在住で保育事由あり	菰野町	千種保育園	7:30-18:30
公立認定こども園	菰野こども園	1号 (幼稚園部)	3歳児～ (R6.4.1 時点)	学区内在住	菰野町	-	9:00-13:00 (8:30 登園可)
		2・3号 (保育園部)	6ヶ月～	町内在住で保育事由あり	菰野町	千種保育園	7:30-18:30
	菰野西こども園	1号 (幼稚園部)	3歳児～ (R6.4.1 時点)	学区内在住	菰野町	-	9:00-13:00 (8:30 登園可)
		2・3号 (保育園部)	6ヶ月～	町内在住で保育事由あり	菰野町	千種保育園	7:30-18:30
	菰野東こども園	1号 (幼稚園部)	3歳児～ (R6.4.1 時点)	学区内在住	菰野町	-	9:00-13:00 (8:30 登園可)
		2・3号 (保育園部)	3歳児～ (R6.4.1 時点)	町内在住で保育事由あり	菰野町	千種保育園	7:30-18:30
	鶴川原こども園	1号 (幼稚園部)	3歳児～ (R6.4.1 時点)	学区内在住	菰野町	-	9:00-13:00 (8:30 登園可)
		2・3号 (保育園部)	6ヶ月～	町内在住で保育事由あり	菰野町	千種保育園	7:30-18:30
	朝上こども園	1号 (幼稚園部)	3歳児～ (R6.4.1 時点)	学区内在住	菰野町	-	9:00-13:00 (8:30 登園可)
		2・3号 (保育園部)	6ヶ月～	町内在住で保育事由あり	菰野町	千種保育園	7:30-18:30
私立保育園	たいりん保育園	2・3号	6ヶ月～	町内在住で保育事由あり	菰野町	たいりん保育園	7:15-19:00 (延長保育実施)
私立認定こども園	聖マリアこども園	1号 (幼稚園部)	3歳児～ (R6.4.1 時点)	希望者	施設	-	8:30-14:00
		2・3号 (保育園部)	11ヶ月～	町内在住で保育事由あり	菰野町	聖マリアこども園	7:30-18:30
	森の風こども園	1号 (幼稚園部)	3歳児～ (R6.4.1 時点)	希望者	施設	-	9:00-14:00
		2・3号 (保育園部)	6ヶ月～	町内在住で保育事由あり	菰野町	森の風こども園	7:30-18:30

11 その他

【施設見学について】

入園申請に伴い、施設を見学したい場合、各園の詳細な情報を確認したい場合は、直接園にお問い合わせください。

【一時保育について】

一時的に家庭での保育が困難となった未就園児を一時的に保育する制度です。就園児や、菰野町に住所を有しない方は利用いただけません。

利用時間	料金		納付方法
平日※1 8:30～16:30 ※菰野東こども園は半日単位 (8:30～11:30、13:30～ 16:30) でのみ利用可。 ※菰野東こども園以外の園は 1日単位 (8:30～16:30) でのみ利用可。	3歳未満児	3歳以上児 (年少以上)	<ul style="list-style-type: none"> 私立園は園の指定する方法 公立園は当日払いの場合は PayPay、それ以外は利用 翌月中旬ごろ発行の納付書
	1,700円／1日	1,000円／1日	
	560円／半日 (8:30～11:30)	290円／半日 (8:30～11:30)	
	560円／半日 (13:30～16:30)	310円／半日 (13:30～16:30)	
実施園	対象年齢	年齢以外の条件	連絡先
聖マリアこども園④	満1歳～	<ul style="list-style-type: none"> 菰野町内に住所を 有する方 未就園児 	059-394-0080
たいりん保育園④	満1歳～※2		059-394-0155
菰野東こども園④	6か月～		059-393-1179
鵜川原こども園④	6か月～		059-393-2405
菰野西こども園④	6か月～		059-394-0884

※1. 土日祝および12月29日～翌年1月3日は利用不可、聖マリアこども園は月・水・木の実施、たいりん保育園は、月・火・木・金の実施（※実施曜日は変更となる場合がありますのでご注意ください）

※2. 満1歳かつ離乳後期食以降まで進んでいる児童を対象とします。

実施園	申込方法	申込期間	電話申込受付時間
聖マリアこども園	園公式HP内「お問い合わせフォーム」から オンライン予約、または電話 (町公式HP一時保育ページからも可)	利用希望月の前月 第1営業日から	9:00～16:30
たいりん保育園	園公式HP内「一時保育申込ちらです」から オンライン予約、または電話 (町公式HP一時保育ページからも可) (緊急時と申込期間後は電話)	利用希望月の前月 第1営業日から 平日5日間	10:00～16:00
菰野東こども園 鵜川原こども園 菰野西こども園	菰野町公式HP一時保育ページ内「一時保育予約システム」からオンライン予約(菰野町HPトップ>くらしの便利帳>子育て・保育・幼稚園>子育て支援>一時保育のご案内)	利用希望月の前月 第1営業日から	9:00～16:30

申込みをされても希望する日数を利用できないことがあります。

事前面談について

公立園初回利用の方は、利用希望園での事前面談が必要です。オンライン予約システムから面談の予約が可能です。また、面談時に必要な書類を町公式ホームページからダウンロードし（公立園でも様式配布可能）、事前にご記入のうえ持参してください。私立園については直接お問い合わせください。

【菰野町ファミリー・サポート・センターについて】

会員間（依頼会員・サポート会員）の相互の信頼と了解の上で、有償で一時的にお子さんを預かる地域ぐるみの助け合い活動です。利用には事前の会員登録が必要です。

対象年齢	利用時間・料金	
首すわり～中学生以下	7:00～19:00まで	左記の時間外（宿泊不可）
	700円／1時間	800円／1時間
依頼受付日時	申込先	連絡先
平日 9:00～17:00	保健福祉センターけやき内 菰野町社会福祉協議会（1階）	TEL 059-394-1294 FAX 059-394-3422
その他（詳細については直接申込先へお問い合わせください。）		
<ul style="list-style-type: none">最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなす（基本料金）1時間以上の預かりは30分毎に計上兄弟の同時預かりは2人以降半額食事1回：200円 おやつ1回：30円（基本依頼会員が準備）サポートーの自家用車利用 30円／km		

【認可外保育施設について】

認可外保育施設とは、乳児又は幼児を保育することを目的とする施設で、都道府県知事（指定都市及び中核市の市長を含む）の認可を受けていない施設を総称したものです。認可保育所という制度になじまない、特定の子どもを預かるための施設もあれば、特徴的な教育プログラムを実践したいという施設もあります。また、三重県内の届出対象施設については年に1度、県が立入調査を実施しています。三重県ホームページ内「認可外保育施設一覧」をご確認いただき（「三重県」「認可外保育施設」で該当ページの検索ができます。）、入所の検討をされる場合は、直接施設へお問い合わせください。

入園申込み・保育料等のお問い合わせ先

〒510-1292

菰野町大字潤田1250番地

菰野町役場 子ども家庭課 TEL (059) 391-1225

利用案内・様式ダウンロードなど

«菰野町公式ホームページ»

URL : <http://www.town.komono.mie.jp>

利用案内：菰野町トップ>くらしの便利帳>子育て・保育・幼稚園>保育園・幼稚園

様式：菰野町トップ>くらしの便利帳>申請書・様式>各種申請書・様式ダウンロード
>子ども家庭課申請書等